

## 陳述書

X

K

1 私の母の死後、亡き母宛てに信販会社などからいくつも請求が届いていたことにつき私が依頼をした司法書士の対処が不適切だったため損害を受けたとして、その司法書士に損害賠償などを請求した訴訟（以下「前訴」といいます。）において、平成26年12月に福岡地方裁判所久留米支部で、原告である私と被告であるその司法書士の尋問が行われました。

その尋問をなさったの裁判官は、原告被告双方の代理人である弁護士からそれぞれに質問があった後、自ら私に対しいろいろと質問をしてこられたのですが、私は法律の素人で法律のことなどよく分からぬからこそ被告の司法書士に亡母の件を依頼したというのに、依頼中の私とその司法書士との間のやり取りなどのいきさつについて「一つ一つの出来事がどういう意味合いを持つのか意識していなかったのか」とか「明確に1個1個意味づけのあるものとして記憶しているか」とか、「記憶と何かごっちゃになっていないか」とか、まるで私の答えを潰すために押し付けるかのような質問をいくつも畳みかけてこられました。この裁判官は力づくで私をさせようとしているな、被告側にしているな、ということは、素人の私にも感じ取れました。

そして、私に対する尋問が終わった後、今度は被告であるその司法書士本人に対する尋問が行われたのですが、原告側からの反対尋問に対し、被告本人は、答えに詰まったり、辯護の合わないことを言い出したりで、被告本人が全然真実をことは、その法廷にいた誰の目にも誰の耳にも明白でした。当然、裁判官も、被告についている弁護士も、揉め事の原因はだとこの時点ではっきり確信できたはずです。

ところが、後日その尋問の調書のコピーを見せてもらったら、裁判官の都合の悪そうな所がたくさん削られているし、その後下された第一審判決には、被告本人の尋問のことが全く反映されておらず、実質、原告である私の全面敗訴といってよいものでした。

このような実体験をしましたので、この福岡地裁久留米支部のその裁判官から公正中立な裁判を受けたという感想は到底持つことができません。

2 私が前訴で直に裁判官と接触したのはこの尋問の時の一度きりですが、その後に下された控訴審の判決や再審の棄却決定などの書類の文章を読んでみても、納得のいかないおかしなところだらけでした。要するに、同僚の裁判官どうしで庇い合って、いんちきを次々重ねていくものだから、前訴はますますと訳の分からぬ裁判になり果ててしまった、ということなのでしょう。

3 前訴の結果で私が一番口惜しい思いをしているのは、損害賠償金が取れなかつたということ以上に、真実をのは前述のとおり明らかに前訴被告の司法書士のほうなのに、前訴に関わった裁判官たちが寄つてたかって、原告の私のほうを嘘つきに仕立て上げ、私の側からの不服申立ての手続をことごとく封じ込めようとしたことです。これは途轍もなく恐ろしいことです。今の時代にこんなひどい事があつてよいものでしょうか。また、前訴の遂行を支えてくれていた私の周囲の人々に対しても、私はすっかり面目を失ってしまいました。

4 裁判官の方々には、もう少し、公平さというものを大切にして頂きたいと思います。

平成30年11月7日

(住所)

(氏名)

X

